

新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業 公募要領

令和2年10月9日

長野県産業労働部産業技術課

長野県では、新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業を実施する補助事業者について、本公募要領により募集します。

応募に当たっては、「補助金等交付規則」（昭和34年長野県規則第9号）及び「新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）をご理解いただいた上で手続きが必要となりますので、必ず御一読ください。

1 事業概要

（1）事業目的

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に対応する県内医療機関の医療資材不足の解消、医療従事者への感染防止等を図るため、県内企業の皆様が行う感染症の拡大抑制等に資する製品の生産・供給体制の構築を支援します。

2 事業内容

（1）補助対象者

長野県内に事業所を有する以下のいずれかの者（以下「県内企業」という。）とします。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- ② 前号以外で感染症の拡大抑制等に意欲的に貢献しようとする者

※ 中小企業基本法第2条第1項における「中小企業者」の定義

以下のいずれかに該当する者を中小企業者と定義しています。

ア. 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ. 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ. 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ. 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

（2）補助対象経費、補助額及び補助率

- ① 補助対象経費：設備備品費、工事費、改善修理費、その他経費（詳細は次頁一覧のとおり）
- ② 補助額：1,000万円以内
- ③ 補助率：3/4以内（ただし、（1）②の者は2/3以内）

【補助対象経費一覧】

経費項目	内容
設備備品費	<p>補助事業の実施に必要な機械設備及び備品、その他機械設備に付随する備品の製作、購入に要する経費</p> <p>※1 機械設備及び備品、又は自社により機械設備及び備品を製作する場合の部品の購入に要する経費は「設備備品費」とします。</p> <p>※2 「据付け」は、本事業で購入した設備備品の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は補助対象外とします。</p> <p>※3 単価 50 万円以上の設備備品等は「処分制限財産」に該当します。</p>
工事費	<p>設備備品の製作・設置に付帯する電気工事等に要する経費</p> <p>※ 設備備品と一体をなすもので、当該工事等がなければ設備備品の動作に著しく影響を及ぼすものに限ります。設備備品の設置場所の整備工事、基礎工事を伴う建物等の建設費は補助対象外とします。</p>
改善修理費	<p>現状の生産能力の向上のため、設備備品を改造する際に要する経費</p> <p>※ 補助事業に使用する設備備品の保守、改造及び修繕に限ります。</p>
その他経費	<p>補助事業の実施に特に必要となる設備備品の加工等の外注に係る経費であつて、他のいずれの区分にも属さないもの</p> <p>※ 補助事業の実施のために使用されるものに限ります。</p>

※このほか、例えば下記の経費は補助対象経費として計上することが出来ません。

- ・補助事業者の人件費、旅費、会議費等の経費
- ・事業内容に照らし当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）に要する経費
- ・天災地変等の事情により実施する必要の無くなった経費（ただし、補助事業者の責によらず発生した残務処理、契約解除による賠償金等の経費に対し補助金を交付する場合があります。）
- ・その他、使用目的が補助事業の遂行と関係のない経費

(3) 補助対象事業

県内医療機関が特に必要としている医療資材を早期に生産・供給するために県内企業が生産設備を導入する事業を対象とする。

【県内医療機関が特に必要としている医療資材】

番号	物品名
1	非滅菌手袋
2	不織布製キャップ

(4) その他

- ・導入設備による生産品は県内へ優先的に供給することを補助金の交付条件とします。

- ・生産品を県で買い取ることを前提にはしていません。ただし、県内の供給状況によっては、一定の協力要請を行う可能性はあります。
- ・県内の医療機関・医療従事者等への医療資材の供給に不足が生じないよう、当該医療資材の生産体制構築に、早期に着手することが必要な場合に限り、交付決定日以前に発注した経費も補助対象として認める場合があります。
- ・医薬品医療機器等法などの規制対象となる医療資材を生産する場合は、製造販売等に必要な法手続きが完了している、又は確実に完了する見込みがあることが必要です。

3 応募方法

(1) 公募期間

令和2年10月9日（金）から10月30日（金）17時まで（必着）

※締切を過ぎての提出は受理できませんので、期限の遵守をお願いします。

※応募・採択状況によっては、追加公募を行う場合があります。

(2) 応募書類の提出方法

郵送又は電子メールにより、以下の書類を長野県 産業労働部 産業技術課 技術振興係（連絡先は8を参照）へ提出してください。郵送の場合は、正本1部をご提出願います。

- 新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- 新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業実施計画書（要綱様式第2号）
- 導入しようとする設備備品の内容が分かる資料（カタログ等）
- 補助事業に要する経費の積算根拠（見積書等）、設備備品の納品日、工事完了日が分かる資料
- 会社概要（パンフレット等）
- 直近の財務諸表

(3) 事前着手について

原則、補助金の交付決定前に発注、支出等を行った経費は補助対象となりません。ただし、本事業の必要性・緊急性に鑑み、速やかな事業着手の観点から、以下のとおり事前着手届を届け出た場合は、令和2年10月9日（金）から補助金の交付決定前に発注、支出等を行った経費も補助対象として認める場合があります。

なお、事前着手届の受理をもって補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。

①事前着手届の受付期間

令和2年10月9日（金）から10月30日（金）17時まで（必着）

※応募書類の提出スケジュールと同様です。

②提出書類・提出方法

郵送又は電子メールにより、以下の書類を長野県 産業労働部 産業技術課 技術振興係（連絡先は8を参照）へ提出してください。郵送の場合は、正本1部をご提出願います。

- ・新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業事前着手届（要綱様式第3号）

- ・会社概要（パンフレット等）
- ・既に発注等を行った設備備品の内容が分かる資料（カタログ等）

4 評価・採択

（１）評価方法

県が設置する評価会議において、4（２）に定める評価基準に基づき応募書類の内容を評価します。評価会議での評価結果を踏まえ、県において補助事業者を決定します。

なお、県内企業の秘密情報の保持の観点から、評価会議は非公開で行います。また、必要に応じて応募内容のヒアリングや現地調査、追加資料の提出を求める場合があります。

（２）評価基準

以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、評価基準①～④を満たしていない事業については、他項目の評価に関わらず採択しません。

①次の応募資格を満たしているか。

- ・導入設備を置く製造拠点が長野県内にあること。
- ・本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ・本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ・当面の間、導入設備により生産した医療資材を県内へ優先的に供給すること。
- ・早期の生産開始・増強を目指し、必要な資材・人材等を確保しようとしていること。

②応募内容が補助金の交付の対象となりうるか。

③応募内容が本事業の目的に合致しているか。

④補助事業の開始から医療資材の供給までの具体的な進め方が検討されており、実施スケジュールが現実的で適切であるか。

⑤生産しようとする医療資材が、県内医療機関が特に必要としている資材に合致しているか。

⑥補助事業を遂行するための資金力や資金調達能力を有しているか。

⑦事業の実施方法等について、補助事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

⑧本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

⑨コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

5 今後のスケジュール

今後のスケジュールについては下記のとおり予定しています。

公 募 開 始：令和2年10月9日（金）

公 募 締 切：令和2年10月30日（金）17時必着

評 価 会 議：令和2年11月上旬頃

結 果 発 表：令和2年11月中旬頃

※採択された応募者を県のホームページで公表するとともに、当該応募者へその旨を通知します。

補助金交付決定：令和2年11月下旬頃

事業開始：令和2年11月下旬頃

事業終了：令和3年2月末日まで

※医療資材の早期供給のため、早めの事業実施をお願いします。

6 補助事業に係る留意事項

- (1) 補助金の交付決定に当たっては、県との協議を経て、事業内容、事業規模、金額などに変更が生じる場合があります。
- (2) 補助金は、事業終了後に精算払を行います。事業終了前に概算払を行うことも可能です。希望される場合は個別にご相談ください。必要書類等をご案内します。
- (3) 県は、補助事業者からの実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、交付する補助金額を確定します。補助金額は、補助対象経費のうち、交付決定額の範囲内で実際に支出したことが確認できる費用の合計となります。よって、全ての支出に関して証拠書類（見積書、発注書、納品書、請求書、支払の証拠となる書類）の保存・保管をお願いします。
- (4) 補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれる場合、要綱に基づき、「消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書」（要綱様式第12号）の提出が必要となります。なお、補助金交付申請や実績報告の際、消費税等の額が明らかな場合は、これを控除して申請・報告をお願いします。
- (5) 補助金で取得、又は効用の増加した財産について、補助事業者は、善良なる管理者の注意をもって管理（善管注意義務）するとともに、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図る必要があります。
- (6) 補助金で取得、又は効用の増加した財産を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）しようとする時は、事前に県の承認が必要となります。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。
- (7) 補助事業の進捗状況について、確認させていただくことがあります。
- (8) 補助事業終了後、定期的に、生産量、販売状況等について確認させていただきます。
- (9) 補助事業の申請等は適切な手続きに従って進めていただくとともに、生産に当たっては、生產品の適正な販売等、節度をもって実施していただくようお願いします。

7 その他

- (1) 応募書類は、審査、管理、確定、精算、政策効果検証等の業務遂行にのみ利用します。なお、応募書類は返却しません。
- (2) 応募書類の作成・提出に要する費用は補助対象経費に含まれません。
- (3) 申請書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。
- (4) 補助金に関係する全ての提出書類において、虚偽の記述を行わないでください。虚偽その他不正な手段により補助金を受給した疑いがある場合は、必要に応じて、県が補助事業者に対し現地調査等を行うことがあります。

- (5) 生産設備の導入に当たり、設備技術や品質管理、生産性の向上等について助言などを得たい場合には、一定の条件下において、(公財)長野県テクノ財団信州医療機器事業化開発センターによる支援を受けることができます。支援を希望する場合には、8までご連絡ください。

8 お問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2

長野県 産業労働部 産業技術課 技術振興係

課長：西原快英、担当：林 俊哉、櫻井 崇

TEL：026-235-7196、FAX：026-235-7197、E-mail：sangi@pref.nagano.lg.jp

※お問い合わせは、可能な限り電子メールでお願いします。

(要綱様式第1号) (要綱第6関係)

新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業補助金 交付申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者職・氏名

印

令和 年度新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 生産・供給する医療資材

2 補助事業の実施期間

(1) 開始予定年月日：令和 年 月 日

(2) 完了予定年月日：令和 年 月 日

3 補助金交付申請額

_____ 円

4 添付書類

- ・新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業実施計画書 (様式第2号)

(要綱様式第2号) (要綱第6関係)

新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業実施計画書

1 申請者の概要

(1) 名称	
(2) 住所	〒
(3) 実施場所	事業所名： 住所：
(4) 従業者数	人
(5) 資本金	円
(6) 担当者	所属・職・氏名： 電話番号： E-mail： 書類送付先住所：〒

2 事業実施計画

(1) 生産・供給する医療資材及び仕様

※要綱様式1の「1 生産・供給する医療資材」の記載内容を転記するとともに、その仕様を記載願います。

(2) 補助事業の実施方法

※本事業により導入する生産設備の生産能力、メーカー名等の設備備品に関する内容を詳細に記載願います。また、既存設備の改善の場合は、その改善内容と改善による生産能力向上効果等について詳細に記載願います。

※必要に応じて導入・改良設備等の写真やイメージ図などを添付願います。

例)

設備名称	メーカー名	生産能力	導入費用
〇〇	〇〇株式会社	医療資材〇〇を月当たり〇〇個製造可能	〇〇〇〇円
..

(3) 原材料確保の見通し

※本事業により生産する医療資材に必要な主要な原材料を列記し、その確保の見通し(仕入れ先や生産・供給する医療資材の量と確保の見通しが立っている各原材料の量との対比などの情報)について詳細に記載願います。

例)

材料名称	仕入先企業名	量(最終製品〇個分/月)
不織布	〇〇株式会社	〇〇個分/月
ひも	株式会社〇〇	〇〇個分/月
..

(4) 生産品の想定供給先

※本事業により生産する医療資材を供給・販売する事業者について、申請時点で見込まれている販売先と月当たりの販売量について記載願います。

例)

製品名	販売先企業等名	所在地	販売量 (個/月)
マスク (製品)	株式会社〇〇	〇〇市〇〇番地	〇〇個/月
..

(5) 実施体制

※本事業の実施に当たっての内部体制等について記載願います。

例)

役割	役職・氏名	経歴・職歴
事業責任者	〇〇製造部長 〇〇〇〇	・〇〇〇〇
生産現場責任者	チームリーダー 〇〇〇〇	・〇〇〇〇
..

(6) 事業実施後の医療資材の生産・供給見込

※事業実施後の医療資材の生産・供給見通しについて記載願います。

例)

- ・生産開始予定年月：2020年9月
- ・生産見通し：2020年10月～12月 〇〇〇〇個/月
2021年1月以降 △△△△個/月 等

(7) 補助事業の実施及び医療資材の供給スケジュール

※図表などを用いてスケジュールを記載願います。

例)

時期	2020/5	2020/6	2020/7	2020/8～2020/9	2020/10～
機種選定	→				
発注			▷		
納品・検収				▷	
生産準備・生産開始				→	
生産本格化					→
..					

3 経費内訳

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	金額
県補助金申請額	XX, XXX, XXX
自己資金	XX, XXX, XXX
その他	XXX, XXX
合計	XX, XXX, XXX

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	内容	補助事業に要する経費	補助対象経費
設備備品費	設備 A	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX
	設備 B	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX
	設備 C (改造部品購入)	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX
工事費	設備 A 電気工事	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX
	設備 B 電気工事	XXX, XXX	XXX, XXX
改善修理費			
その他経費			
合計			

※支出の部については、導入、改造等を行う設備備品毎に要する経費を計上願います。

※経費の積算根拠の分かる資料（見積書等）を添付願います。

(備考)

- ・本実施計画書は詳細に記載すること。必要に応じて図表などの分かり易い資料を添付すること。